

兵庫県介護員養成研修（通学）に関する規程

（趣旨）

第1条 この規定は、兵庫県介護員養成研修（通学）（以下、本研修という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本研修は、大学の有する豊富な人的資源を活用して、地域において必要性の高い介護分野の人材を養成することにより、地域の福祉力を向上させるとともに、受講者のキャリアの開発を行うことで、その職業選択の可能性を開拓し、社会的包摂に寄与することを目的とする。

（実施課程）

第3条 本研修は、兵庫県介護員養成研修事業者指定要綱「兵庫県介護員養成研修（通学）カリキュラム」に準じて実施する。

（実施場所）

第4条 本研修は、兵庫大学・兵庫大学短期大学部（加古川市平岡町新在家 2301）で実施する。

（期間）

第5条 本研修は、当該年度内かつ本学が定める期間において、130 時間実施する。

（カリキュラム）

第6条 本研修を修了するために履修する科目は別添「兵庫県介護員養成研修（通学）カリキュラム表」のとおりとする。

（講師）

第7条 講師氏名は別添「担当講師一覧表」のとおりとする。

（修了の認定方法）

第8条 本研修の修了認定方法を実技試験及び筆記試験（60 分）とする。但し、修了評価については筆記試験における 70 点以上を合格とし、実技試験は担当講師による採点基準によるものとする。なお、不合格の者については補講を行い、再度試験を実施する。

（補講）

第9条 本研修のうち演習を除く講義の一部を欠席（合計 12 時間未満）した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、当該研修期間内に補講を受けることで、当該科目に出席したものとみなす。

（受講資格）

第10条 本研修における受講資格は、介護に従事することを希望する者、もしくは福祉の分野での就業を希望する者とする。

（募集人員）

第11条 本研修の募集人員は 20 人とする。但し、申込者数が 10 人未満の場合は開講しない。

（受講手続）

第12条 本研修の受講手続きは以下のとおりとする。

- (1) 申込期間中に、本学の開設するホームページの申込フォームより必要事項を入力し送信もしくはホームページ上の申込書を印刷し必要事項を記入のうえ FAX にて申し込むか、直接持参する。

- (2) 申込内容を確認した後、本学から受講料支払いのための書類を送付する。
- (3) 指定の期日までに受講料等を納入し、申込完了とする。
- (4) 申込完了後、本学より「受講証」を送付する。

(受講料)

第13条 本研修の受講料は本学が定める金額とする。但し、本学在学学生及び本学卒業生については、受講料を2割引する。

(使用テキスト)

第14条 本研修においては本学が定めるテキストを使用する。

(情報開示)

第15条 本研修についての情報は本学公式のホームページにおいて開示する。

(個人情報の取扱)

第16条 本研修において得る個人情報は、「学校法人睦学園個人情報の保護に関する規則」に準じて取り扱う。なお、受講者については、本研修の修了後、修了者の名簿を作成し兵庫県に提出する。

(業務担当部署)

第17条 本研修はエクステンション・カレッジ事務室が実施する。

(改廃)

第18条 この規定を改廃しようとするときは、エクステンション・カレッジ運営委員会に諮り、大学運営会議を経なければならない。

附則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。